

## 新潟市水道局共同企業体運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、新潟市水道局請負工事等入札参加資格要件等審査委員会規程（昭和42年新潟市水道局管理規程第2号）第1条の規定に基づき入札の参加の資格要件等の審査を行う際の共同企業体の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(共同企業体活用の原則)

第2条 新潟市水道局が発注する工事に当たっては、単体企業への発注を原則とし、共同企業体の活用は、その工事の種類と目的を勘案し、単体企業による施工に比べ効果的な施工が確保できる事を原則とする。

(対象工事)

第3条 共同企業体の発注に付すべき工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号に掲げる工事で、かつ、新潟市水道局請負工事等入札参加資格要件等審査委員会（以下「委員会」という。）が指定したものとする。ただし、特別な事由がある場合については、この基準によらないことができる。

(1) 全体工事費が概ね5億円以上の土木工事

(2) 全体工事費が概ね3億円以上の建築工事

(3) 全体工事費が概ね1億円以上の電気等設備工事（ただし、取水、浄水、送配水施設に係る電気計装設備工事・機械設備工事は対象工事から除くものとする。）

(4) 全体工事費が概ね7千5百万円以上の造園工事

2 前項のほか、工事の性格等に照らし、共同企業体による効果的かつ円滑な共同施工が確保できると認められる工事

(構成員の要件)

第4条 共同企業体の構成員は、次に該当するものでなければならないものとする。

(1) 入札参加有資格者名簿に登録され、かつ、発注工事に係る業種の格付がなされている対象工事については最上位の等級のもの。ただし、格付がなされていない業種、

又は最上位の業者が少ない場合については、委員会に諮り決定するものとする。

(2) 対象工事に対応する許可業種については、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けてから3年以上の営業実績があるもの

(3) 工事規模にかかわらず、対象工事を構成する一部の工種を含む工事について、元請としての実績を有し、対象工事と同種の工事を施工した経験があるもの

(4) 対象工事を施工し得る監理技術者、又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できるもの

(5) その他新潟市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と定める要件を満たすもの

（構成員数）

第5条 共同企業体の構成員数は、2社とする。ただし、第3条第1項に掲げる金額の2倍以上の工事については、3社以上とすることができる。

（結成方法）

第6条 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。この場合の構成員は、当該工事について他の構成員となることはできない。

（運営形態）

第7条 共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式でなければならない。

（代表者）

第8条 共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち施工能力等に照らし、円滑な共同施工を確保する上で中心的な役割を担うことができるものでなければならない。また、構成員の等級が異なる場合は、構成員中で最上位に格付されたものでなければならない。

（出資比率）

第9条 代表者の出資比率は、構成員のうち最大の出資比率でなければならないものとする。

る。

2 構成員のうち最小の出資比率は、当該企業体の構成員数に応じ、次の割合以上でなければならない。

(1) 構成員数が2社の場合は、30%以上とする。

(2) 構成員数が3社の場合は、20%以上とする。

(3) 構成員数が4社の場合は、15%以上とする。

(入札参加資格審査の申請)

第10条 入札参加資格審査を受けようとする共同企業体は、共同企業体入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）に共同企業体協定書（別記様式第2号）を添えて、資格審査の申請をしなければならない。

(入札参加資格審査)

第11条 委員会は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに審査を行い、適格者とされたものは有資格者名簿に登載するものとする。

(存続期間)

第12条 契約を締結した共同企業体の存続期間は、当該工事の公告の際に定めた日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても当該工事につき、かし担保責任がある場合には、構成員であったものは連帯してその責を負うものとする。

2 建設工事を請負うことができなかった共同企業体の存続期間は、当該工事に係る請負契約が締結された日までとする。

(共同企業体からの脱退に対する承認)

第13条 構成員は、管理者の承認がなければ、工事の途中において、共同企業体から脱退することができないものとする。

(その他)

第14条 この基準により難しい場合は、委員会に諮り別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年1月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年12月1日から施行する。